

平成30年度 第1回奈良県大規模小売店舗立地審議会

議事録

1. 開催日時

平成30年8月20日（月） 13：30～16：10

2. 開催場所

奈良県産業振興総合センター 拠点研修室

3. 出席者

審議会委員：柳原会長、杵崎委員、藤平委員、吉田委員、松本委員

事務局：産業振興総合センター 創業・経営支援部

商業・サービス産業課 稲葉課長、西係長、藤平主任主査、
服部主任主事

事業者：○トナリエ大和高田（現オーツタウン大和高田）

日本エスコン 2名

21世紀商業開発（株） 2名

○（仮称）ドラッグコスモス奈良大淀店

（株）コスモス薬品 1名

泉州繊維（株） 1名

4. 議題

（1）「トナリエ大和高田（現オーツタウン大和高田）」変更届出について

（2）「（仮称）ドラッグコスモス奈良大淀店」新設届出について

（3）届出状況及び今後の審議会の開催予定について

5. 議事内容

（1）「トナリエ大和高田（現オーツタウン大和高田）」変更届出について

① 諮問事項及び届出の概要説明（事務局）

② 指針への対応状況について説明（事務局）、質疑応答

③ 届出概要の説明（設置者）、質疑応答

・事業者より、大規模小売店舗届出書に基づき届出概要について説明

-----質疑応答-----

●交通

審議会)

警備員の配置について、出入口に一名ずつとあるが、常時か。また具体的には出入口の①～④の計4名ということか。

事業者)

開店時には各出入口に一名ずつ配置する。また、オープン時、混雑時は臨時に南側の出口②を開放するが、その場合は図面中央部分「立体P」の路面標示がある場所付近に配置する予定。

開店後は様子を見ながら配置を検討していく。

審議会)

立体駐車場から出る車は北側には出ないと言うことか。

事業者)

臨時に南側の出口②へ誘導する場合は立体駐車場の出口付近に警備員を配置し、交通整理を行う。

審議会)

立体駐車場の南北の中央当たりの出口は左折で南側退場となっているが、これはどこへ誘導するのか。

事業者)

立体駐車場へ入った車が、立体駐車場の南側にある平面駐車場①へ停めていただく場合に、そちらの方向へ案内するために左折退場としている。

審議会)

すこしややこしい感じがする。平面駐車場へは入口②からのみとして、立体駐車場は全て北側の出口①の方向へ案内するという形にはできないか。

事業者)

基本的には、入口①から入店される車は立体駐車場において全て充足できると考えているが、繁忙時、混雑時などにおいて、万が一充足できなかったときのためのツールとして、この導線を確保したいと考えている。

審議会)

立体駐車場から平面駐車場に向かう車は、南進した後直進するのか、右折するのか。

事業者)

右折も可能。図面上ゼブラになっているのは消防の活動区域である。

審議会)

非常に不明確である。一方通行なのか双方通行なのかわかりにくい所もある。路面標示をしっかりとするなど、対策が必要ではないか。きちんと書かないと導線の交錯がある気がしてならない。

事業者)

確かにわかりにくいかもしれない。「出口」の標示部分の交錯は懸念されるところもある。繁忙期には警備員が立つので誘導する。「出口」の標示については見直しをしていきたい。入口①から入ったお客様は立体駐車場へ、入口②からのお客様は平面駐車場へ誘導するという原則は変えてない。

審議会)

交通を循環させる為には、基本的には一方通行して、交錯が生じないようにしないといけない。

事業者)

立体駐車場はスロープしかない。車いすの方には平面のほうにいける導線をのこしておきたい。繁忙期にはきちんと警備の人間が案内をする。

審議会)

もっと整備をしていただいた方がいいと思う。誘導の方向サーキュレーションに適合した路面標示をしていただきたい。できる限り例外は用いずにすんなりいけるようにしていただきたい。

事業者)

路面標示の見直しを考えていく。交錯するところには立体駐車場などにセンターインをいれるなど対策を考えていきたい。

審議会)

立体駐車場の2、3、4階は路面標示がない。路面標示をきっちりと書いて、方向を示していただきたい。

事業者)

承知した。

審議会)

出口②は臨時的か。将来的にはなくなるのか。

事業者)

新しい建物ができるとなくなる。最終的には理想的な車の導線ができるようになる。

審議会)

道路④に右折イン右折アウト、左折イン左折アウトがあるようなら、危険に思える。

事業者)

道路④右左折インアウトで今までやってきており、問題ない。

●荷捌き、廃棄物

特になし

●騒音

審議会)

超過しているB'は対処のしようがないのだろうか。

事業者)

営業時間が10時まで。出庫する車が数台あるのだろうと思う。そのあと次々出庫して大きな音が続くわけではないと思う。超過はしているが、前オークタウンの時にも住民の皆様に理解していただいている。過去の届出も同じ状況。出口なので防音壁をもうけることができない。「低速で走ってください。」などと表示していくしかない。今後もご意見あれば対応を検討していただきたい。

審議会)

前回同じ場所に店があったので、その時のお店でのトラブルや懸念事項をヒントに今回変えたところがあれば紹介してほしい。

事業者)

北側に出入り口を設けているということと、荷捌き施設の前に防音壁を設置するなど自主的に騒音に配慮した。荷捌きの出入り口も警察協議の結果、歩道の色を変え出庫のミラーやランプをつけるなど出庫に関しては配慮するようにした。

●環境全般

審議会)

まちづくり関係で景観はどう配慮しているか、建物色彩を具体的に教えてほしい。
事業者)

建物外壁は基本的には素材の色をいかしたグレーで統一、その中にテナントの看板の色がでてくるようしている。看板は大きさ、範囲、場所も指定している。

審議会)

緑地は計画しているか。

事業者)

西側歩道橋通りに緑地をとり、北側に生け垣を設置している。

審議会)

生け垣の木の種類は決まっているのか。

事業者)

未定。打ち合わせ中である。

審議会)

西側に余裕のある広場があつてよい。

⑤審議結果

・大規模小売店舗立地法第4条に定める「指針」への対応状況及び周辺地域の現況を勘案して評価したところ、当該届出店舗の出店にかかる周辺の地域の生活環境への影響について、同法上、特段の問題はないものと考えられる。

・しかしながら、現在及び将来においても周辺地域のよりよい生活環境を保持するため、指針への対応状況を勘案して、以下の意見を付記する。

- a)大規模小売店舗立地法第10条に基づき、店舗の周辺地域の生活環境の保持に配慮されたい。
- b)駐車場への入退場及び場内の車両動線における来店車両の誘導について、適切な路面標示や交通誘導員の設置など、場内の安全及び周辺交通に十分配慮した運営を徹底されたい。
- c)店舗設備等に伴う騒音について、周辺地域住民等と十分に協議し、店舗の周辺環境に影響が出ないよう、静音を図るための対策を講じる等、特段の配慮をされたい。
- d)開店後も周辺地域住民等から周辺交通、騒音など生活環境に関わる苦情等があれば誠実に対応し、必要な対策を講じるなど解決を図られたい。

(2)「(仮称) ドラッグコスモス奈良大淀店」新設届出について

- ① 詮問事項及び届出の概要説明（事務局）
- ② 指針への対応状況について説明（事務局）、質疑応答
- ③ 届出概要の説明（設置者）、質疑応答
 - ・事業者より、大規模小売店舗届出書に基づき届出概要について説明

-----質疑応答-----

● 交通

審議会)

出入口 8m の幅員がこれだけ近いと右折インの車と右折アウトの車の導線が交錯するが警察協議はどうなっているのか。

事業者)

出口と入口を分けて交錯しないようにする方法があるが、あまりにも 2 個の出入口が短くなるので逆に危ないと思い、1箇所にしている

審議会)

入口からの車両が直進すると困る。入口の付近に左折の誘導矢印が必要と思われる。

事業者)

承知しました。

審議会)

荷捌き用の車両は、荷捌き施設にバックでつけるのか。転回するのは大丈夫か。

事業者)

お客様と同じ入口から入り、一度頭を振ってバックでつける。U ターンするわけではない。

審議会)

承知した。

審議会)

歩行者の横断歩道のようなものが標示されていない。

事業者)

駐車境界内での横断歩道はない。自転車、徒歩で来られた方は歩行者用通路を歩いて店舗に入ることができる。

審議会)

歩行者が出入口から出るときに、車と交錯してあぶないのでは。

事業者)

死角にはならないと思われる所以問題ないと思う。

審議会)

やはり場内に右折の矢印が必要と思われる。入口から左に行って一つ目では右折と直進、2つめでも右折と直進、そのあと右折の矢印というようにしてはいかがか。検討してほしい。

事業者)

承知した。

●廃棄物

審議会)

生ゴミは廃棄物としてでないのか。

事業者)

お総菜も作らず、カットもない。廃棄物の9割以上が段ボール。

●騒音

特になし。

●街並みづくり・その他

審議会)

出入口のスペースはどうなるのか。植栽などを考えているのか。

事業者)

植栽は考えていない。お子さんが入るときでも、視界をとれるようにしておいた方がよいと考えている。

⑤審議結果

・大規模小売店舗立地法第4条に定める「指針」への対応状況及び周辺地域の現況を勘案して評価したところ、当該届出店舗の出店にかかる周辺の地域の生活環境への影響について、同法上、特段の問題はないものと考えられる。

・しかしながら、現在及び将来においても周辺地域のよりよい生活環境を保持するため、指針への対応状況を勘案して、以下の意見を付記する。

a)大規模小売店舗立地法第10条に基づき、店舗の周辺地域の生活環境の保持に配慮されたい。

b)駐車場への入退場及び荷さばき施設への車両の通行において、適切な路面標示等により場内の安全に十分配慮した運営を徹底されたい。

c)来退店車両のスムーズな通行を図るとともに、周辺交通に影響が出ないよう、適宜交通整理員を配置するなど、適切に運営されたい。

d)大淀町からの意見に十分配慮し、開店後も周辺地域住民等から周辺交通、騒音など生活環境に関する苦情等があれば誠実に対応し、必要な対策を講じるなど解決を図られたい。

(3) 届出状況、今後の審議会開催予定について

・届出状況、次回案内説明（事務局）